

三重県議会における新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて（案）

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に変更されることを踏まえ、三重県議会における新型コロナウイルス感染症対策を以下のとおり見直す。

1 現行**(1) 継続中の新型コロナウイルス感染症対策****【報告】**

ア 議員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、登庁しない。併せて、議長は当該議員の氏名等を公表。

【換気】

ア 委員会等において、換気のために、概ね1時間毎に10分間の休憩
イ 全員協議会室、委員会室について、机の間隔を空けて配置
ウ 議場、全員協議会室、委員会室のドアを開放

【消毒】

ア 議場等について、会議前に事務局職員により消毒
イ 議席に消毒液を設置し、登壇前後等に手指消毒を徹底

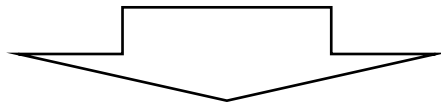
【その他】

ア 登庁時の検温

(2) 執行部の負担軽減策として継続中の措置

ア 通告期限の延期

代表、一般質問の通告期限を1日早め、質問日の3日前の午後1時に変更（定例月会議の都度、議会運営委員会で協議）

**2 令和5年5月8日以降の対応（案）**

オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、以下の措置を講じる。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策**ア 委員会等における概ね1時間毎に10分間の休憩**

休憩の目的を換気から、審議の効率向上、トイレ等のために変更し、引き続き、概ね1時間毎に10分間の休憩を設ける。

イ その他の措置

「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の運用を停止し、同マニュアルによる報告、換気、消毒等の措置を実施しない。

※ 国から新たな感染対策措置が示された場合は、協議の上、必要な措置を講じる。

(2) 執行部の負担軽減策として継続中の措置

通告期限を申合せどおり（前々日の午後1時）とすることについて、5月25日の議会運営委員会において確認。